

● 第7章 国・県・防災関係機関との連携 ●

熊本地震からの気づきと今後に向けて

関連団体との協定の見直し

日本赤十字社本社及び日本赤十字社各都道府県支部は関係団体との協定を締結しているが、締結に胡坐をかくことなく、実働に繋がる関係性を保つことが肝要である。熊本県支部においても、地震を契機として、協定の一部見直しを行っている。

今後は、実効性のある協定の見直し等の加速化が求められる。

防災関係機関との連携

平時から防災関係機関との連携を図ることは非常に重要であるが、今回の地震でそのありがたみを身に染みて感じた。

自衛隊は、病院に対し給水支援を実施。熊本市消防局へはリエゾンを派遣し、情報共有を図った。海上保安庁は、ヘリコプターで情報収集に向かう日赤本部要員の輸送を行った。

また、すぐ隣の熊本県立大学では、協定内容に記載がないにもかかわらず、病院へ殺到した被災者の受入とDMAT車両の受入を行った。熊本県支部は、幸いにして敷地が広く、ある程度の駐車スペースを確保できたが、代替施設等の協力を目的として、防災関係機関との協定を締結することは非常に重要と考えられる。



CHAPTER 8

第8章

海外救援金を
財源とする事業

平成28年熊本地震災害にかかる海外救援金を財源とする事業

海外救援金を活かした事業の立案にあたり、平成28年4月30日から5月2日までの3日間、現地におけるニーズ調査を行った。調査対象は、被災地の中でも震源に近く家屋の倒壊等、特に被害の大きかった地域で、既に医療救護班が活動を行っていた御船保健所管内及び阿蘇保健所管内の被災地市町である。

この調査に際しては、既に多くの支援機関が現地での活動を開始していたことを考慮し、平成23年に発生した東日本大震災時に実施された復興支援事業をベースに支援可能な内容をメニュー化して提示し、迅速かつ端的に行政等のニーズを把握することとした。

また、事業の実施に先立ち、被災地の地域住民に対する健康や衛生を担う保健所等の行政機関との話し合いを確実に進めるため、熊本県支部災害対策本部を通じて被災地行政機関の要人との接触を図ったことで、その後の避難所に対する各種支援を速やかに行うことが可能となった。

ニーズ調査の結果、救援金を財源とする主な事業として、「健康支援事業」と「物資支援事業」を実施することとした。

2016年熊本地震海外救援金(連盟・姉妹社からの送金リスト)

組織名	
1 シンガポール赤十字社	5 ベトナム赤十字社
2 タイ赤十字社	6 香港赤十字社
3 台湾赤十字組織	7 国際赤十字・赤新月社連盟
4 トング赤十字社	



視察に訪れた国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC)事務次長のジェミラ・マフムード女史、同パートナーシップ・資金造成担当課長のフィン・ジャーノ・ロード氏



インターコンチネンタル・ホテルズ・グループ(IHG、本部：イギリス)からの海外救援金贈呈式

健康支援事業

1. 避難所支援

①目的

被災者(特に高齢者や障がい者)の避難所生活による健康への影響(感染症罹患や筋力低下等)を最小限にし、避難前の日常生活機能が維持できるように支援する。

②対象地域・対象者

西原村 村内各避難所 計5カ所に避難している被災者(構造改善センター、西原中学校、村民体育館、山西小学校、河原小学校)

③実施期間

平成28年6月10日～7月31日

④実施内容

避難所生活により被災者の健康が損なわれないよう、看護師を派遣し、西原村保健師の指示のもと、他県からの支援者と連携して健康支援を行った。

高齢者や障がい者の見守りに加え、衛生環境の整備、感染症対策及び対応、熱中症や食中毒対策、生活不活発病の予防を行い、被災者の健康及び日常生活機能の維持に努めた。

2. 乳幼児健診支援

①目的

早期に乳幼児健診を再開し、母子の健康状態を確認するとともに、健診に来た母子に遊び場と相談の機会を提供し、精神的ストレスの解消の一助とすること。

②対象地域・対象者

西原村在住の0歳から5歳までの乳幼児及びその母親

③実施期間

平成28年6月9日～29日(計4回)

④実施内容

震災のため中止されていた乳幼児健診の再開にあたり、準備から片付けまで、保健師のサポートに努めた。

保健指導の援助(計測の手伝いなど)に加え、子どもたちの預かり、子どもの遊び相手などを行うとともに、母親が一休みできる環境作りや母親の震災後の生活の話や育児で困っていることなどを傾聴する活動を行った。

3. 母子交流支援

①目的

震災により遊び場を失った子どもが、大声を出したり走ったり、居住状況を気にすることなく自由に遊べる場を提供し、精神的ストレス解消の一助とする。

一方母親に対しても、運営スタッフが子どもを見守ることにより、子どもを気にせず息抜きでき、母親同士が情報交換できる環境を提供する。

②対象地域・対象者

西原村在住の未就学児童及びその母親

③実施期間

平成28年6月23日～7月28日

④実施内容

村の施設「山河の館」2階多目的ホールにおいて、遊具等を提供し、子どもたちが遊べる環境を整備した。

村住民課及び村子育て支援員と連携し、平日(火曜を除く)10:00～14:30の時間帯で「からいも広場」を開設し、母子の遊び場を提供した。

母子が安全に遊べるよう見守ることに加え、日赤看護師が常駐し、母親から育児などの相談を受けた。また、週に一度は熊本県支部介護赤十字奉仕団が託児サービスを行い、母親に一人で過ごせる時間を提供した。

4. 支援者健康維持支援

①目的

被災者かつ支援者である村職員の身体の健康維持の一助とするとともに、休憩の時間と場所を提供することにより、精神的ストレス解消ができること。

②対象地域・対象者

西原村役場職員

③実施期間

平成28年6月11日、12日、19日、26日、7月3日(10:00～16:00)計5回

④実施内容

村役場の一室において、柔道整復師の有資格者で構成される日本赤十字社熊本県支部の接骨・整骨赤十字奉仕団による整骨の施術を実施した。

延べ利用者数 106人

被災地自治体との連携(母子保健支援活動)

熊本地震での避難所健康支援活動からの学びと課題



日本赤十字看護大学
共同災害看護学5年一貫制博士課程
准教授

内木美恵

熊本地震において日本赤十字社(以下「日赤」)は避難生活の長期化が予測されたため、海外救援金を財源に4月下旬から7月までの3ヵ月間、避難所健康支援活動を行うこととした。主な活動は要配慮者への健康支援活動、母子支援活動等であった。日赤本社各部署から選ばれた職員8名に加え筆者が

専門家として加わり、救護・福祉部が管轄する専従班が結成された。事業企画は東日本大震災被災者健康支援活動、現地活動報告を分析し、日赤熊本県支部と熊本赤十字病院との討議、管轄保健所、被災市町村との会議等を行い検討しながら作成した。実施にあたって、避難所での保健衛生を担当する村の保健師へ説明を行ったが、日赤による避難所支援の認識がなく依頼を得るまでに時間を要し、熊本県庁健康福祉部健康局との会議を経て実施に至った。要配慮者への健康支援は6月10日～7月31日まで福祉避難所及び指定避難所2ヵ所で行った。支援は全国の日赤病院から看護師37名を派遣し、高齢者等の見守りと健康チェック、環境整備など衛生



維持、深部静脈血栓症や生活不活発病予防の運動等を他県派遣保健師等と協働しながら実施した。母子支援活動は6月23日～7月22日まで、10時～14時、4日/週、公民館にて行い、育児広場を17回開催した。支援は西原村子育て支援員、日赤介護ボランティア、日赤病院派遣看護師が母親への助言、子どもとの遊び・預かり等を実施した。参加者は母親120人、子ども149人であった。本事業の評価として発災8ヵ月後に事業対象者にインタビューを行い、保健師達は「発災1ヵ月後には支援が少なくなった。災害看護の訓練を受けている日赤看護師による避難所支援であり、安心して高齢者等の健康管理を任せることができた。」と日赤の高い災害看護の専門性を評価した。また、育児広場に継続参加した母親は「子どもをつれていく所もなく、車に居ても不安だった。他の母親と話ができて気持ちが楽になった。子どもも思いっきり遊べて、夜もよく寝ていた。」と母子の居場所とし、心を癒し



引用文献:復興庁(2011)
避難所生活者-避難所の推移[平成23年10月12日]. 復興庁HP.

ていた。これらから双方の活動共に現地のニーズに応えていたと考える。

過去の国内災害を見ると、被害が大きくなれば避難所滞在は長期化する(内閣府,2016)。避難所での生活は決して容易ではなく、特に要配慮者にとって健康維持が困難である。また、被災市町村も、通常業務の上に被災業務が加わり、保健医療サービス提供が困難となる。これに対し、公的な支援は他県保健師派遣、日本看護協会災害支援ナースの派遣は発災から1ヵ月程度である。よって、住民からの災害支援への信頼度が高い日赤は、被災規模が大きい場合は避難所への健康支援を実施すべきである。また、母子は災害時要配慮者でありながら、具体的な支援が少ないため、日赤は積極的に支援をすべきであると考えられる。



母子交流支援に協力する熊本県介護赤十字奉仕団



「震災で家も無くなり、自分の居場所も、子どもが安心して遊べる場所もなくなり行き場のない中、子どもたちが笑顔になり、それが力になった」と、被災者から感謝の声が寄せられた熊本県介護赤十字奉仕団の活動。長引く避難所生活で健康維持のための支援が必要とされた西原村で、乳幼児定期健



診支援や母子交流活動において、乳幼児の遊びのサポートや幼児への絵本の読み聞かせなどを継続的に行った。平時から日赤熊本県支部支援事業として講習運営補助に取り組むなか、受講者の子どもを預かるサポート等の活動を行っていた成果が今回の活動で発揮された。



支援者健康維持支援に協力する熊本県接骨・整骨赤十字奉仕団



熊本県接骨・整骨赤十字奉仕団は、4月15日から益城町総合体育館で日赤医療救護班と共に傷病者の対応にあたったのをはじめ、自らも避難所にいた団員たちは、負傷者や要支援者の救護活動にあたり、延べ5,000人以上への施術を行った。このうち西原村役場では、震災対策で疲労が極限に達している役場職員130人に整骨施術活動を実施し、職員から



「また頑張れる」と喜びの声が上がっていた。さらに、エコノミークラス症候群が心配される車中泊が多い駐車場においては、「足のマッサージをしましょう」「水を飲みましょう」といった予防啓発活動にも参加。日赤熊本県支部のボランティアセンターでも他の医療救護班の道案内や避難所への救援物資の輸送などを行った。



物資支援事業



日本赤十字社
監査室
副監査室長
後藤 太郎

避難所環境改善物資支援活動

経緯

平成28年熊本地震災害に伴い救護班を派遣してきた益城町、西原村及び南阿蘇村の避難所では、発災から約1ヵ月が経過する中、避難所での生活の長期化が見込まれていた。さらに、梅雨入りが間近にある中、湿気や厳しい暑さ、蚊やハエ等の害虫の発生等、避難所の生活環境の改善が急務とされていた。長期化する避難所の生活を想定し被災者に対して必要な物資支援を行なうことにより、生命と健康の維持を図り心身の苦痛を軽減することを目的として、海外救援金を財源とした被災者支援事業の一環として物資支援活動を実施することとした。

対象地域等

初動から救護班を派遣してきた益城町、西原村及び南阿蘇村は、日本赤十字社が県災害対策本部との協議を経て救護活動を展開した地域であり、それまでの避難所や地域内の医療機関の状況が把握されていた。これら状況を踏まえ、被災者の自立支援に向け、初動救護から切れ目の無い効果的な支援ができるものとして選定した。また、阿蘇市及び御船町は、益城町、西原村及び南阿蘇村を所管する阿蘇保健所及び御船保健所の管内に在ることから県及び熊本県支部による調整を踏まえ、これら1市2町2村に対して支援を行うこととした。

平成28年5月20日時点での避難所数等

益城町	15ヵ所 (3,289人)	阿蘇市	3ヵ所 (116人)
西原村	5ヵ所 (692人)	御船町	18ヵ所 (600人)
南阿蘇村	6ヵ所 (563人)		

実施期間

平成28年5月から平成28年7月31日

実施内容等

①物資支援にかかる考え方

被災地で活動する他団体による支援内容と重複しないこと、また、公平、迅速かつ効率的な支援を実施する観点から、対

象市町村にある避難所のニーズ調査に基づき、当該市町村からの要望を受ける形態をとった。

②実施過程

- 日本赤十字社が対象地域、対象者のニーズ調査を行う。
- 調査結果に基づき当該市町村に物資支援のメニューを提示する。
- 当該市町村からの物資支援にかかる要望を受ける。
- 当該市町村からの要望内容を精査のうえ支援を決定し物資を提供する。

③実績

当該市町村に対する提供実績は次表のとおり。

納入時期	依頼元市町村名	品名	数量
5月31日	南阿蘇村	ミスト発生機能付大型送風機(熱中症対策)	10
	阿蘇市	ミスト発生機能付大型送風機(熱中症対策)	9
6月3日	西原村	熱中症対策物資	2,100
	阿蘇市	虫除け対策物資	100
		熱中症対策物資	960
6月6日	西原村	熱中症対策物資	700
6月15日	南阿蘇村	虫除け対策物資	100
6月23日	南阿蘇村	虫除け対策物資	850
6月28日	御船町	介護用ベッド等	7
6月29日	益城町	ミスト発生機能付大型送風機(熱中症対策)	14
	御船町	ミスト発生機能付大型送風機(熱中症対策)	6
6月30日	益城町	熱中症対策物資	1,485
		虫除け対策物資	10
7月6日	益城町	熱中症対策物資	3,800
		虫除け対策物資	1,035
	南阿蘇村	虫除け対策物資	3,550
	御船町	熱中症対策物資	800
虫除け対策物資		1,100	

反省点及び今後の課題等

海外救援金を財源とする被災者支援事業を立案、実行する専従班が平成28年4月22日に設置され、その後、同年4月30日から5月2日の間、現地ニーズ調査を行った。当時の状況としては4月16日の2回目の地震発生から2週間が経過する中、各地から様々な形で大量の支援物資が被災地に届き、被災地自治体は仕訳作業等に人手を要し、支援物資が滞留している様子がニュースになる等、自治体担当者がかかり疲弊していることを聞かされていた。専従班としては、ニーズを正確に聞き取れるのか、支援可能なメニューとのマッチングを行い、適時に物資配布を行うことができるのか等懸念されたが、熊本県支部及び熊本赤十字病院の協力により、避難所を管轄する保健所長等、自治体の責任者への聞き取りからマッチング、物資の納入に至るまでアクシデントもなく実施することができた。

一方、発災後の超急性期の活動から急性期の活動に移行す

る中、急設の専従班が現地での活動をスタートするに際しては、海外救援金を財源とする事業を実施すること自体、なかなか認知、理解されず、連携して進めることについては苦慮した。今後は、甚大な被害が想定される自然災害の発生に備え、予め避難所から仮設住宅に移るまでの慢性期の支援を視野に入れた救護活動を想定しておく必要性を感じた。また、現地での活動期間が雨期にあたり、支部災対本部がある熊本県支部から避難所までの移動に際しては、土砂崩れ等二次災害への懸念から計画した日程の変更を検討せざるを得ないケースもあったが、支部及び病院からの助言等を得て日々の活動を計画通り実施することができた。地震や大雨等の自然災害が激化する中、県外から派遣される救護員が二次災害に遭遇すること無く、安全に活動を行うことの重要性を痛感した。

介護用ベッドの提供 御船保健所管内



御船町の要望により同町の藤岡医院内に開設された福祉避難所へ介護用ベッド7台を提供。また、この要望に基づいて、低床タイプの電動介護用ベッドと、利用者の緊急搬送に対応できるマットレス等の付属品も提供した。

ミスト発生装置の提供 阿蘇保健所管内 御船保健所管内



避難所生活が長引き夏日が始まる頃になると、熱中症の危険が出始めたため、この対策として、ミスト発生機能付大型送風機を、阿蘇保健所管内の南阿蘇村、阿蘇市、益城町、御船保健所管内の御船町に提供した。